

国立大学法人琉球大学ハラスメント調査委員会に関する規程

平成27年5月7日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規則（以下「規則」という。）第18条に基づき、琉球大学ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

(委員長)

第2条 調査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。なお、委員長が選出されるまでの議事は、国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）委員長又はその代理として出席した者が議長となって進行させる。

(留意点等)

第3条 調査委員会は、規則第16条第1項に規定する調査報告書及びこれを裏付ける証拠資料を作成するにあたっては、その後の手続において、同報告書等に仮名処理が施された上で、申出人及び相手方に対し、その主要部分の閲覧が許可される可能性が高いことに留意するものとする。

2 調査委員会は、原則として、第1回委員会を開催した日から起算して3か月以内に調査報告書を提出するようにしなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、防止対策委員会（規則第13条に定める専門委員会を含む。）と協議の上、提出期限を延長することができる。

(調査報告書提出後の責務)

第4条 調査委員会は、調査報告書提出後であっても、関係部署から調査報告書の開示の可否等に関し意見を求められた場合には、これに応じるものとする。

2 調査委員会は、前項及び規則第16条第3項に規定する調査報告書提出後に残存する任務に関し、これに対応すべき委員をあらかじめ指名することができる。

(意見の聴取)

第5条 調査委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、防止対策委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年5月7日から施行する。
- 2 国立大学法人琉球大学ハラスメント調査委員会に関する規程（平成22年11月26日）は廃止する。

附 則（平成31年4月16日）

この規程は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。